

# 宇部工業高等専門学校教務規則

制定 昭和63年8月9日  
改正 平成3年5月7日  
平成4年4月7日  
平成5年1月12日  
平成7年2月9日  
平成11年3月5日  
平成15年4月1日  
平成16年3月22日  
平成17年3月8日  
平成18年2月14日  
平成19年1月16日  
平成20年1月15日  
平成23年3月7日  
平成26年7月8日  
平成27年3月11日  
平成29年3月7日  
平成30年3月13日

(趣旨)

**第1条** 本校の教務に関しては、学則その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業)

**第2条** 授業終始の時刻は、別に定める。

- 2 単位を修得しようとする授業科目は、履修しなければならない。
- 3 履修を希望する選択科目については、履修願（別紙様式1）を所定の期日までに提出しなければならない。

(出欠)

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 欠席 出席すべき日に出校しない場合をいう。
  - (2) 欠課 各授業時間を完全に欠いた場合をいう。
  - (3) 遅刻 各授業時間に遅れた場合をいう。
  - (4) 早退 各授業時間の中で退出した場合をいう。
  - (5) 忌引 学生準則第16条に定める事由に該当した場合をいう。
- 2 欠課、遅刻及び早退の取り扱いは、遅刻及び早退の回数の和2回を欠課1時間に、欠課7時間を欠席1日に換算し処理するものとする。
  - 3 懲戒処分による停学期間は欠席とみなす。

(欠席等の取扱)

**第4条** 出席簿は、各学年のクラス毎に備え、出席及び欠席等の状況を記入する。

2 出席簿の様式は、別に定める。

(公認欠席)

**第5条** 次に掲げる欠席（以下「公認欠席」という。）は出席日数に含める。

(1) 学校感染症発生等のための出席停止

(2) 父母及び近親の喪に服するための忌引

(3) 風水害・地震又は火災等の不測の災害による欠席

(4) 通常の経路及び方法により通学するための交通機関又は交通路の事故等による欠席

(5) 対外試合等の学校外で行われる活動への参加のための欠席

(6) 就職試験、大学編入学試験等のため学科長が認めた欠席

(7) 学校管理下における負傷等による欠席

(8) 教務委員会が認めた欠席

2 公認欠席願の他必要な証明書を提出しなければならない。

(校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修)

**第6条** 学生は、学術応用の実践を目的とした校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修を行うことができる。

2 校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修に関し、必要な事項は別に定める。

(試験)

**第7条** 試験は、定期試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

2 定期試験は、各授業科目の授業が終了した学期末に実施する。

**第8条** 定期試験の時間割振表は、定期試験開始日の10日前に、所定の掲示場所に発表するものとする。

(追試験)

**第9条** 公認欠席又は疾病により定期試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、速やかに追試験願（別紙様式2）を提出し、許可を受けなければならない。

3 追試験を行う場合は、定期試験終了後7日以内に行うものとする。

(再試験)

**第10条** 成績不良者には、再試験を課すことができる。

(受験制限)

**第11条** 試験中不正行為をした者は、当該期間に実施する他の授業科目の試験は、受験できない。

2 懲戒処分を受けた者が、処分期間と試験期間が重なった場合は、試験を受験できない。

(成績評価)

**第12条** 各授業科目担当教員は、試験終了後指定の日までに成績を提出するものとする。

2 成績評価は、その期間中の試験成績及び必要に応じて実施する小テスト、レポート等による平常成績を総合したものにより評価する。

(成績評点及び評語)

**第 13 条** 成績は、100 点法によるものとし、評語で表す場合は、次の基準による。

- 優 80 点以上
- 良 70 点以上 80 点未満
- 可 60 点以上 70 点未満
- 不可 60 点未満

2 その学年における最終成績が 60 点未満、又は各授業科目において、欠課時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超える授業科目は、不合格とし未修得とする。

(再評価)

**第 14 条** 進級認定会議の結果、未修得科目を有しながら進級した者は、欠課時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超えない授業科目について、別に定める単位認定試験を受けることができる。ただし、未修得科目が必修科目の場合は、原則として、単位が修得できるまで、毎年度単位認定試験を受けるものとする。

2 必修科目以外の単位認定試験を受けようとする者は、単位認定試験願（別紙様式 3）を指定する期日までに提出しなければならない。

3 単位認定試験の結果、合格した科目の単位は、当該科目を履修した学年の単位として修得累計単位数に加算する。

4 単位認定試験の結果、合格した科目の成績の評価は、60 点とする。

(評価の制限)

**第 15 条** 公認欠席に該当する理由又は疾病により定期試験及び追試験を受けなかった者の評価は、他の学期の成績及び当該科目の平常成績を考慮して試験成績とすることができる。ただし、その評価は 80 点を超えないものとする。

**第 16 条** 公認欠席又は疾病以外の理由で定期試験を受けなかった者、答案を提出しなかった者又は懲戒処分のため定期試験を受けることができなかった者の当該科目の定期試験成績は 0 点とする。

2 試験中に不正行為をした者の試験の成績は、当該試験期間の全試験科目について 0 点とする。

(他の高等教育機関において履修した単位の認定)

**第 17 条** 学則第 14 条の 2、第 14 条の 3 及び第 27 条の 2 の規定により他の高等教育機関において修得した単位は、8 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(卒業・進級認定)

**第 18 条** 校長は、学年末において、原則として第 2 項各号のすべての基準に該当する者について、卒業・進級認定会議に諮り当該学年の課程の修了を認定する。

2 認定基準

- (1) 出席日数が出席すべき日数の 5 分の 4（長期病欠者は 3 分の 2）以上であること。
- (2) 第 3 学年以下については、特別活動の履修状況が良好な者。
- (3) 未修得の必修科目全てについて、欠課時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超えないこと。
- (4) 第 5 学年については、学則第 14 条第 1 項に規定する別表第 1 及び別表第 2 において定められた単位数以上を修得していること。
- (5) 修得累計単位が次の基準を満たしていること。

- ① 第1学年については、25単位以上であること。
  - ② 第2学年については、57単位以上であること。
  - ③ 第3学年については、92単位以上であること。
  - ④ 第4学年については、130単位以上であること。
  - ⑤ 第5学年については、167単位以上であること。(そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。)
- 3 校長は、第4学年までについては、その学年課程の修了者を進級させる。
  - 4 校長は、第5学年については、全学年課程の修了者を卒業させる。

(原級留置)

**第19条** 当該学年における課程の修了の認定をうけることができなかつた者は、原学年に留める。(以下「原級留置」という。)

**第20条** 原級留置の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を履修しなかつたものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。ただし、4学年以上の科目においては成績が80点以上の科目に限り、当該学年で履修し修得したものとし、再履修を免除する。

- 2 第4学年に原級留置を受けた者が、前項の規定により再履修を免除された場合は、第5学年の授業科目を履修することができる。その科目の履修については、第5学年生と同等に取り扱うものとし、修得した単位は、第5学年修了時に履修したものとする。この場合、当該科目担当教員に申請し承認を得なければならない。
- 3 同一学年において、休学による原級留置以外の原級留置の決定を2回受けた場合、本校に在籍することができない。
- 4 原級留置に決定された者が、その年度末に退学する場合の特例については、別に定める。

(成績の通知)

**第21条** 成績は、通知書にその評価を記載して第2学期、第4学期末に保護者に通知するものとする。

(編入学生)

**第22条** 編入学生の単位の取り扱いについては、入学年以前の学年の単位は全て取得したものとする。

**第23条** この規則によりがたい場合は、その都度教務委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和63年8月9日から施行する。ただし、第10条及び第14条第2項並びに第21条第2項の規定については、昭和61年4月1日以降の入学生から適用するものとし、昭和60年以前の入学生にあつては従前の例によるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成3年5月7日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成4年4月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第10条及び第14条第2項並びに第18条第3項の規定については、平成4年3月31日に在学する者に適用する。

**附 則**

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正後の規則第12及び第13条については、平成16年度入学生から適用する。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第3号及び第4号並びに第5号の規定については、平成27年4月1日以降の入学生から適用するものとし、平成26年度以前の入学生にあつては従前の例によるものとする。

**附 則（平成29年3月7日一部改正）**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第3号及び第4号並びに第5号の規定については、平成27年4月1日以降の入学生から適用するものとし、平成26年度以前の入学生にあつては従前の例によるものとする。

**附 則（平成30年3月13日一部改正）**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第5号の規定については、平成30年4月1日以降の入学生から適用するものとし、平成29年度以前の入学生にあつては従前の例によるものとする。